

伊勢原市成瀬安全安心ステーションの設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域と連携して自主防犯活動を推進し、防犯活動を通じて犯罪の発生を未然に防止するとともに、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を図るため、伊勢原市成瀬安全安心ステーション（以下「ステーション」という。）の設置及び管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 ステーションの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
伊勢原市成瀬安全安心ステーション	伊勢原市石田606番地の1

(開所時間及び休業日)

第3条 ステーションの開所時間及び休業日は、次のとおりとする。

開 所 時 間	休 業 日
4月から9月まで 午後3時から 午後8時まで 10月から3月まで 午後2時か ら午後7時まで	日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日から同月7日並びに12月25日から同月31日までの日

2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、前項の開所時間又は休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(市が行う業務)

第4条 市長は、地域住民との協働により、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 立ち番、見張り等の警戒に関する業務
- (2) 防犯に係る相談に関する業務
- (3) 防犯に係る指導及び啓発に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、ステーションの目的を達成するために必要な業務  
(地域での活用)

第5条 市長は、伊勢原市と地域が連携して自主防犯活動を推進するための拠点として、ステーションを次の各号に掲げる用務に供するものとする。

- (1) 地域の団体が防犯活動を行う際の防犯情報の共有及び打合せ
- (2) 地域の自主防犯パトロール活動を推進するための拠点
- (3) その他地域内の関係団体及び関係機関相互の連携及び協力を確保するために必要な活動

(委任)

第6条 前各条に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成24年1月5日告示第3号）

この告示は、平成24年1月30日から施行する。